

大熊町復興推進計画

令和 4年10月 4日
福島県大熊町

1. 計画の区域 大熊町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本町においても、沿岸部が津波被害をうけるとともに、福島第一原子力発電所の事故により、現在も町民の多くが避難生活を余儀なくされている。そのような状況の中、平成31年4月には大川原地区・中屋敷地区の避難指示が解除され、同年5月には大川原地区に大熊町役場本庁舎が開庁し、町内での業務を再開した。令和4年6月30日には特定復興再生拠点区域の避難指示も解除され、いよいよ大熊町の中心地であった大野駅周辺の復興も始まったところである。

また、大熊西工業団地、大熊中央産業拠点の整備を開始し、企業誘致も本格化させ、帰還者及び移住者の働く場の確保を目指している。

町内の農業に関しては、東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所の事故により、壊滅状態となっている。震災後11年以上にわたり農地を放置せざるを得ない状況であり、農地の荒廃も進んでいる。

このような中でも、令和4年3月には大熊町の農業の復興と新たな就農者の確保を目指し、大熊町営農再開ビジョンを策定した。大川原地区のみならず、特定復興再生拠点区域等での本格的な営農再開も目指している。また、福島イノベーション・コースト構想では農林水産業においてもICTやロボット技術等の先端技術を取り入れた先進的な農林水産業の実施を推進しており、大熊町営農再開ビジョンも先端技術を取り入れたスマート農業を目指している。スマート農業を推進し、新たに就農を希望する人たちがその経験やノウハウの蓄積によらず、誰もが就農し易い環境を整備していく計画である。

雇用について当社は新規の地元雇用6人を予定している。大熊町は住民の多くが避難生活を余儀なくされており、移住定住政策の中でも特に定住人口の増加は重要である。農業技術の高度化及び定住人口の増加に向けた雇用機会の創出及び地域経済の活力再生を重要な目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町における農業及び関連する産業の再生及び雇用機会の創出を図るため、ミニトマト他リーフレタスの栽培工場及び付帯施設の新設を行う企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する株式会社コネクトアラウンド(以下「対象事業者」という。)に対し、大熊中央産業拠点において、ミニトマト及びリーフレタス栽培工場とその付帯施設を整備するために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業。

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

大熊町の「大熊町営農再開ビジョン」(令和4年3月)では冒頭「サプライチェーン全体を貫く基盤の確立と連携」が大きく掲げられている。これは資材の調達から生産、加工流通、消費に至るまでの一連のサイクルを、環境負荷の少ない、持続可能なものにしていこうという取り組みである。本町は福島第一原子力発電所の立地町として、様々な困難に直面した本町でしかなしえない営農再開に向けた取り組みの一環として環境循環をテーマとした豊かで魅力ある農業のあり方を模索・検討している。

対象事業者は、映像やWeb等のクリエイティブな分野の専門的な技術者の人材派遣を行う株式会社クリーク・アンド・リバー社を親会社とする。先に述べた「サプライチェーン全体を貫く基盤の確立と連携」において重要なスマートフードチェーンの構築や人材の育成、未来技術への投資拡大等で彼らの持つネットワークや情報発信力、クリエイティブな発想は大熊町にとって大きな力になる。

また、本事業では生産設備の他、付帯施設として、食材加工エリア、販売・地域開放エリア、関係人口向けショートステイエリアも整備する。食品ロスの軽減化や移住定住に向けた交流人口の増加にも寄与するものである。雇用に関しても新規地元雇用6人を予定しており、大熊町の移住定住政策にも貢献するものである。

以上より、対象事業者の行う事業は、大熊町の模索する環境循環をテーマとした豊かで魅力ある農業を実現していくための起爆剤となるものであり、新規雇用による経済活性化も見込まれ、町としても推進していきたい。

また、本町における日本標準産業分類中分類の「農業」は、本町の大分類「農業、林業」における従業員数で第1位の中核的産業である。また、本事業は、本町における農業の従業員数の約19%を占めることとなる対象事業者が実施するものであり、新たに6人の雇用が創出される予定である。

したがって本事業は、本計画の目標である「雇用機会の創出及び地域経済の活力再生を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社 三井住友銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子給付金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者が本町に設置するミニトマト・リーフレタス栽培施設及び付帯施設は、大熊町営農再開ビジョンに掲げる「環境循環をテーマとした豊かで魅力ある新たな農業」の実現につながるものである。

また、対象事業者は様々なクリエイティブな人材のネットワークを有しており、その情報発信力や企画力も計画の実現に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、大熊町、福島県、株式会社三井住友銀行及び対象事業者を構成員とする大熊町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。